JIAMでは、2009年度に引き続き、2010年9月30日に、今回は京都大学を会場に「第2回京都大学公共政策大学院・JIAM連携セミナー」を開催しました。セミナーでは、岡田知弘副院長による基調講演の後、下記のパネラーによるパネルディスカッションを行いました。今号では、このパネルディスカッションの内容を要約によりご紹介します。

「新しい公共」と自治体の役割(要約)

2010年9月30日

「第2回京都大学公共政策大学院・JIAM連携セミナー」パネルディスカッションより



真渕: それでは、ただいまからパネルディス カッションを開催いたします。

テーマが「『新しい公共』と自治体の役割」ということになっておりまして、話の流れとしては、「新しい公共」という話をしてから、自治体の役割の話をする設計をおおむね考えていますが、実は「新しい公共」の概念そのものの中に自治体の役割が入っているものですから、そうきれいには切り分けられません。

このことを承知のうえで、主に「新しい公共」 に軸足を置いて、活動状況、そしてその経験 を踏まえたうえで、「新しい公共」に対する考 え方について、市橋学長から順番にお話しい ただきたいと思います。

市橋:私どもは、研修の対象として市町村職員のほか、NPO等の方も含めて行っているのですが、数的にはまだ十分ではありません。2009年度は14の研修に対して52人のNPO等の方が参加されました。2010年も7つの研修に対して31名の方に参加していただいていますが、まだまだ不十分であります。そこで今後の研修の参考にしようということで、2009年度にNPO法人市民社会研究所と共同で実施した「自治体のNPO振興策に関する調査」から

【コーディネーター】

※敬称略

真渕 勝(京都大学公共政策大学院長)

【パネリスト】

谷畑 英吾(滋賀県湖南市長)

河内 一郎(NPO法人丹波・みわ専務理事)

岩根 良(財団法人千里老人文化センター理事)

岡田 知弘(京都大学公共政策大学院副院長)

市橋 保彦(全国市町村国際文化研修所学長)

「NPOの活動状況」に関係する部分について お話しさせていただきます。

実態といたしましては、活動資金面、人的な側面、2つの面で小規模の団体が多くて、人的な面、資金面について不十分だという評価をしている団体が多くなっています。その背景としては、やはり資金面で会費や寄付金の収入の重要度が低くならざるを得ない。つまり、十分には集まっていないことが考えられます。したがって、逆に公的な助成、契約などのウエートが高くなっています。ここでは、民間へのサービス提供による民間からの収入の重要度も高いと認識している団体が多いという結果も出てきました。

また、スタッフの能力開発の必要性ですとか、外部からの助言やネットワークなども必要だと考えていることも確認できたところでございます。活動評価については「うまくやれた」と評価している団体が多いのですが、収入面では不十分だということで、自分たちの活動成果を収入に結びつけるという能力、そのような面でのさらなる強化も課題の1つかと思っております。

岡田:今日はメンバーを見ますとNPOの話が



真湖 勝(まぶち・まさる) 1982年3月京都大学大学院 法学研究科政治学専攻修士 課程修了(法学修士)、1996 年7月京都大学博士(法学)。 大阪大学法学部助手・助教授、 大阪市立大学法学部教授を経 て、1999年より京都大学部 学院法学研究科教授・法部 教授。2010年4月より現職。

中心ですので、地域の町内会、自治会の現状 について、京都市でどうなのかということを 話題提供しておきたいと思います。

まず、京都市都心部にある町内会ですが、 そこの民生委員の方とお話をしていて、自治 会加入率を聞いたところ、「今30%を切って、 28%ぐらい」ということでした。傾向としては、 高齢者がどんどん辞めている。一つは自治会 費の負担、もう一つは役職の負担です。あわ せて、寝たきりとか、あるいは足が不自由な 方が町の中に点在しているのですが、その方々 は自治会に入っていないのでなかなか状況が つかめない。この民生委員さんは自分の時間 を割いては、仕事の合間に訪問して、そこで 独自にマップを作っておられました。地震や 火事があったとき誰から先に助けにいくべき か、どこに誰が住んでいるかということを箇 所付けしたものです。しかし、個人情報なの で行政にも公開できず、外部に見せることも できません。このマップがかなり貴重なデー タなのです。孤立化の進む地域社会の状況、 高齢者の孤独死が多いとか行方不明の問題も 考えますと、行政はそういった状況を放って おくべきではないと思います。それと民生委 員、自治会との関係をどういう形で社会にお いて再構築していったらいいのか。ここのと ころが重要な課題になっていると思ったのが 一つです。

もう一つは、京都市の周辺部にある伏見区の入我、羽東師という地域です。三つの地域 自治会がありまして、常に区役所を通して、 地域の問題などに対する要望を繰り返してい ました。しかし、それだけでは地域がよくな らないのではないかということで、伏見区役 所のまちづくり推進課と連携しまして、まち づくり協議会というものが3年前に立ち上が り、私も協力して調査をしていったわけであ ります。

最初は、行政や区役所に対して要求を突きつけていく地域自治会活動でしたが、「地元のところで解決できる問題があるんじゃないか」ということが、だんだん見えてくるのです。この地域は、60年前に市町村合併があり、京都市に編入されましたが、60年以上前の写真を集め、自分たちが今活動している所はどういう地域だったのかというアイデンティティを新住民と旧住民が一緒につくっていこうという試みを一つやってきました。

もう一つの試みは直売所です。農村地域ですから、おいしい野菜がいっぱい獲れるのですが、それを新住民の若い家族や主婦は意外と知らない場合が多いのです。交流の場として、直売所をつくってみたらどうかということで、伏見区役所の支所の横にある集会所で、2009年の11月から月に1回始まりました。直売所はかなり定着しまして、新住民と旧住民の交流が、また別の形でそこから展開しています。

そこで、自分たちの地域をウォッチングしながら、どういうまちをつくっていくのかという「まちづくりビジョン」を作成する活動が、2010年に入って本格的に始められています。 当然区役所や私などもサポートしています。 伏見区の中のそれぞれの個性を持った地域ごとに地区計画をつくり、そして自分たちがそこに関わっていく。自ら計画立案に関わっていきますと、当然政策効果も高まっていくはずなのです。

このような点に着目をしながら自治会との つき合い方を考えていく必要があるのではな いかと思いました。

岩根:私たちの活動状況をまずお話ししたう えで、「新しい公共」について、現在考えてい ることを述べたいと思います。 私たちは「好日荘」という施設を運営しておりまして、それを拠点に千里ニュータウンの中での高齢者向け生涯学習事業や、子どもたちも含めた世代間交流事業を行っております。

財団ができたのは1969年6月で、個人の基金を基に設立いたしました。千里ニュータウンがまち開きを行ったのが、1962年12月ですので、この時期はまさにニュータウン創生期と言え、今のようにコミュニティ施設や生涯学習施設が存在していない時期でありました。そのような時期に「好日荘」が千里ニュータウン住民、特に高齢者のニーズに応えて生涯学習ですとか、あるいはコミュニティといった機能を担っていく。つまり、行政に先駆けてこういう事業を始めたということであります。

昨今では、高齢者の所在不明問題なんかもありますし、ニュータウンというのは吹田市の中でも最も高齢化が進行している地域でありますから、そういったことも受けて、今後は高齢者とその家族の気軽な相談に乗っていける機能、あるいはいただいた相談をしかるべき施設や制度につなげていけるような機能を持っていきたいと考えています。

こういった活動を40年以上続けてきている 点で、今回の「新しい公共」の多様な担い手 の一員とチラシで紹介されておりましたが、 「新しい公共」というよりも、むしろ「最も古 くからの公共」ではないかなとも思っていま す。それだけに、最近出てきた「新しい公共」 について、「行政だけではなくて、地域の多様 な主体が地域の安定的な住民生活を支えてい く、それを通じて豊かな地域社会をつくって いくのだ」という考え方については、我々が 40年間積み重ねてきたこととぴったり合うと、 理念的には思うわけです。しかし、その「新 しい公共 |が、実際に行政が運営をしたときに、 どのようなことになっているかと言いますと、 公益法人制度の改革で、我々は非常に困難な 経営に直面することになっているわけです。



岩根 良 (いわね・まこと) 2006年まで吹田市役所に勤務。2007年6月千里ニュータウンを拠点に、高齢者の生涯学習事業や世代間交流事業を主に行う (財)千里老人文化センターの理事に就任。2008年4月京都大学公共政策大学院に入学、2010年3月修了。

公益財団法人になろうと思えば、公益事業 比率が全体の50%を超えなければならないと いう数値の基準が出されましたので、これを 超えるためには、企業系などの大きな財団は さほど痛くもかゆくもないわけですが、我々 のような小さな財団にとりますと、例えば人 件費率を引き下げないといけないとか、事業 を縮小しなければいけない、場合によっては 退場を余儀なくされることになってしまうわ けです。

なぜこういった制度改革がされたかということでいろいろと調べてみますと、今まで公益法人が担ってきたような事業に新たに参入してくる企業との競争条件をそろえるイコール・フッティング(equal footing)だということで、そういう優遇措置は最小限にとどのようということとして考えられている。り、公共サービスの外部化、受け皿づくりまり、公共サービスの外部化、受け皿づくコッと地道に公益事業を担っている。地域でコッと地道に公益事業を担っている。をするということになっているのが、今の実情です。

「新しい公共」の理念そのものは、本当に素晴らしい理念だと思いますし、私たちが40年間かけて地域でやってきたことをそのままおっしゃっていただいていることは実感するのですが、行政が「下心」を持つと、ちょっとややこしい話になるなというのが、私の「新しい公共」に対する実感であります。

河内:私の方は、NPO法人を立ち上げた経過と、自治体との関係についてお話をしたいと思います。



河内 一郎 (かわうち・いちろう) 2005年からNPO法人丹波・みわ専務理事。公的宿泊施設「センター三和荘」施設が改 いた、三和町からNPO法人丹波・みわに移管、2006年に三和町が福知山市と合併後も独自の社会・文化が維持できるような地域振興の活動の場としての「三和荘」の経営を一手に任される。

前から「三和荘」という建物はありまして、 建てられてから30年経過する中、行政として 市町村合併の話が内々に進んでいく状況の中 で「三和荘」を思い切って建て替える計画が 旧町の段階で挙がりました。計画に対する委 員会がつくられ、直営にするか、第三セクター にするか、NPOに委託するかという話になり、 最終的にはNPOでやるという話になりまし た。

そこで、立ち上げの準備をする中、分野別のNPOではなく、旧町時代、三和町役場がやっていたような仕事を大部分吸収できるような、引き継ぎできるようなNPOを立ち上げるという話になりまして、今のNPO17事業のうち13事業は定款の中に盛り込まれているのです。その中の一つとして建て替えられた「三和荘」の管理をやるということでした。

「三和荘」は宿泊施設やスポーツ施設などの総合施設ですが、現在、稼働率が75%を超えるという状況になってきています。「なぜそのように利用率が増えたのか」ということをよく質問されます。考えられる理由の一つは、三和地域だけではなく、隣の兵庫県も含めた広域的な人たちの望んでいることは何であるかを知っているということではないかと思います。一番利用していただいているのは「送り迎えをしてくれれば何度でも行ってあげる」と言う65歳ぐらいの人たちなのです。そういう人たちにできるだけ応えるように、徹底した送迎活動をやり、今日まで維持してきているということです。

もう一つは、いろんな行事やイベントを継

続的にやることでした。どんどん宣伝をして 限りなく活動を継続することで、「三和荘」の 存在感を周辺地域に知らせていく取り組みも やってきました。

宿泊施設は順調にいっておりますが、問題はスポーツ施設です。例えば体育館の中にバレーボールコートが2面取れるコートがありますが、1面1チーム1時間100円なのです。福知山の自衛隊がよく銃剣術で9時から12時まで使いますが、40人ぐらい来て、たった300円を払って帰っていきます。「それで経営が成り立つという話はないやろ」と思うのですが、条例で使用料金が決まっていることの矛盾点が、非常にはっきりしてきたということです。

それ以外の問題として、地域団体の存廃の問題があります。福知山との合併によってなくなった団体が随分あります。そこで、地域の団体とNPOが協力しまして、「残すところはやはり残していこう」ということで、文化協会は残して年間の雑誌をちゃんと発行し、スポーツ団体についても6種目ぐらいを三和地域の皆様方を中心にして大会を開くなど、住民の皆さんの要求に応える形での運動も進めております。

もう一つの大きな問題としては、過疎地有 償運送や福祉有償運送があります。原則的に は市からの補助は一切ありません。個人給 付という形で、所得に応じて片道300円とか、 400円、500円、個人に対して1カ月4枚とか 8枚とか券が出されています。そのような中、 80人近くの方に登録をしていただいて、送り 迎えをしています。

その事業と関連して、バスの問題もあります。旧町時代の町営バスについて、最初はNPOが受けたわけですが、3年目で突然入札にするということになりまして、NPOは残念ながら落ちてしまったのです。今は運転代行業者がやっていますが、入札で安いか高いかだけで判断をしたことでいっぱい問題が起こっています。足の悪い人はバス停に行かなくても家の前で乗降できるフリー乗降制度と

いうのを全国的にも導入しているところがあると思うのですが、そういう要望が運転代行業者から挙がらないから市はやらないという問題点なども存在しています。そういったことを抱えながら組織を運営しています。

谷畑:私からは、湖南市での「新しい公共」 と地域のまちづくりに関する動きをご紹介い たします。

湖南市は、合併5年を迎えまして、新市建設事業の精査が必要となり、最重要課題であった道路渋滞の解消も実現し、政策重点の変更が求められる一方で、国、県からの財源や税収が減少し、地域の自主的な取り組みが重視されてきましたので、ここで「新しい公共」をキーワードに、地域まちづくりを展開しているというのが実態です。

まず、合併後に取り組みましたのは、地域 まちづくり協議会です。湖南市では区と言っ ておりますが、自治会が43ございます。この 自治会のサイズでできない共助を小学校区単 位で展開する組織ということで、2007年度か ら3カ年で、自主的に地域で議論をして、7 つのまちづくり協議会をつくっていただきま した。その組織に、市としては地域まちづく り交付金という固まりでお金を渡して、地域 で使っていただいております。2009年度です べて設置ができましたので、2010年度は市役 所の幹部職員を地域まちづくり担当職員とし て、7~8名ずつ各まちづくり協議会にアド バイザーチームという形で配置をいたしまし た。これが「官から民」、が「民任せ」とか「民 丸投げ | にならないための仕組みということ でやらせていただいております。

また、図書館につきましても、これまでは 図書の蔵書と貸し出しをメインにしておりま したが、2010年度からは地域開放を積極的に 検討するように指示をいたしまして、地域情 報の収集、交流、発信拠点に生まれ変わらせ ようとしております。

次に、文部科学省が進めております地域運 営学校、いわゆるコミュニティスクールであ



谷畑 英吾 (たにはた・えいご) 2003年に滋賀県職員を退職し、旧甲西町長選に立候補、当選。合併により湖南市初代市長に当選し、現在2期目。滋賀県職員時代に京都大学 大学院法学研究科へ派遣される。

りますが、市内の岩根小学校が滋賀県内で初めての指定校になりました。お金を潤沢に使う地域運営学校とは一線を画しまして、あまりお金をかけない地域運営学校ということで、今全国的に注目を浴びております。主に、学校運営協議会に、保護者、地域代表、または学識経験者などが参加して、家庭や地域と学校との間をつないで、学校運営基本方針を承認するなど、地域をあげての学校運営に取り組む試みですが、こうした活動については文部科学省の学校支援地域本部事業を活用しながら、順次市内の学校に広げている状況です。

また、内陸工業団地がありますので、企業市民との協働も盛んになっています。市役所の幹部職員、課長になりますと、1か月間市役所から出まして、民間企業の協力でそこの従業員として研修をさせていただき、民間の厳しさを、その後の職員管理、コスト管理、政策立案に活かすようにしております。さらに、湖南市は外国籍市民が多いので、企業の力を借りながら、多文化共生の施策を展開しています。

他に地域では、高齢化社会を迎えまして、 介護予防、また医療費削減にも取り組んでいる上、障がい者の自立に向けた就労情報セン ターでは、企業、作業所、行政が一体となり まして、1年間で12名が一般就労に移行する 成果を上げているところでございます。

最後になりますが、政府の新成長戦略に基づく、総合特区制度の制度設計にあたりまして、湖南市としては自立支援福祉総合特区というものを7月30日に内閣府に提案いたしました。地域で責任ある主体としての「新しい公共」の受け皿を育成して、扶助費の部分を

なくしていこうという、トータル・コストの 視点を導入いたしまして、財政的に楽をして 自治体を活性化していこうという構想です。 そのためには、当然住民も努力いたしますが、 寄付金の公益認定や、土地利用規制の緩和、 職業紹介や社会資本整備の面で、自治体も国 に対して、全体として規制緩和して応援して もらうことを要望するという考え方となって おります。

NPOの話が多くございましたので、主に自 治体側からの取り組みを紹介させていただき ました。

真渕:ありがとうございます。

ここで、NPOにやや限定した内容でちょっとお尋ねしたいことがございます。一つは、市橋学長がお話しになったことを私なりに解釈しますと、NPOは資源不足に悩みながらも、行政にべったり依存するわけでもなく、「まあまあ、とにかくよくやってますよ」ということが出てくるかなと思ったのです。私が漠然と思っていたことと少し違うのかなと感じたのですが、この点を少し補っていただきたいです。

二点目は、どうも伺っていると、「新しい公共」と言いながらも、例えば小学校区を活用するといった「古い公共の焼き直し」という感じなのです。この点も、どなたでも結構ですので、少しお話しいただければと思います。市橋:調査の中では、どんな事業分野をやっているかという部分まで調べていないので、データに全て基づく話はできないのですが、NPO法人の中で福祉系の事業をやっている法人の割合というのはかなり大きいだろうなと



思っております。そのようなところは個人に対して、例えば介護サービスをやって収入を得ているところもございまして、そのような民間からの事業収入を最重要と考えているところが出てくるのかなと思っております。

それから、行政べったりという話、補助金などの話です。調査の中で「収入源はどこですか」と聞いたときに、政府なり自治体なりから補助金をもらっているという回答は大体3割強、4割にも満たないという形になってます。同じような傾向が契約にもござ、行政上の制約というものな資金で活動をす。対外PO法人全体に対して公的な資金で活動を支えていくというのは、やはり現実問題として持続可能性はない、行き渡らないということが、です。そういっただくのかということが、調査結果から見えてくる課題ではないかと思います。

岩根: 先ほど、古い公共などと少しお話ししましたが、我々が事業を始めた当時は、地域の状況からしても、行政の対応からしても、その当時の「新しい公共」だったと思うのです。しかも、別に行政から資金的な援助も受けずに、自分たちの基金だけで運営してきました。その時代に合わせてリニューアルをしていくことで、職員体制の見直しや、事業の見直しなども適宜行い、現在に至っているということです。

ただ、この行政との関係で言うと、注目の 度合いが全然違います。いわゆる公益法人と いうのは、非常に歴史をもって活動している 部分もたくさんありますが、自治体の側から すると、なかなか視野に置かれていない。む しろ企業やNPOといったところが「新しい公 共」として認知されるというような感じを受 けています。自治体側から積極的に公益法人 に対して何か関与していこうとか、あるいは、 まちづくりの一員として捉えていこうという 動きは、あまり事実としてもなかったという のが感想です。 **谷畑**:「『新しい公共』、古い公共ばかりではないか」というお話でしたが、うちのようなまちは規模が小さいので、都市部のような新しい発生の仕方というのは頻度が少ないのだろうと思います。例えば、「なんてん共働サービスとという株式会社があります。ここは障がい者と健常者が一緒になって一般競争入札で公共のサービスを受注する取り組みを長い間行っていますが、市内の一般の業者さんと競っていろんな仕事を取っていかれているということもございます。

また、知的障がい者と高齢者をグループホームの中で一緒に生活できるようにすると、お 互いを補い合えるのではないかという取り組 みもされています。

先ほど、河内理事からバスの話が出ましたが、湖南市では、「コミュニティバスの運行を考える市民会議」というものをつくっておりまして、そういったところで市民の意見を集約しながら委託先のバス会社もその中に入って、一番いい形でのバス路線の設定をさせていただいております。

真渕:ありがとうございます。ここで私から 岡田先生に一つ質問させていただきたいこと があります。

岡田先生は基調講演で、「新しい公共」が持っている問題点をいろいろとご指摘なさいました。公務員は数が少なくていいのかという問題提起のされ方から見られるように、いわゆる行政の重要性というのを指摘された。非常に新鮮な考えだと私は受け取りました。同時に、長野の栄村などの、住民が地域づくりに非常に主体的に取り組んでいる事例もいくつか紹介いただきました。

前段は行政が大事だと。事例のところでは、 住民が主体的に地域づくりに取り組んで、多 分成功している例をお話しになった。この二 つが、私の頭の中ではうまくつながらないも のですから、まずそのお話をしていただいて、 その上でまたそれぞれのパネリストからお話 をいただこうと思います。よろしくお願いし



岡田 知弘 (おかだ・ともひろ) 1985年 京都大学大学院経済 学研究科博士課程修了後、岐 阜経済大学講師・助教授を経 て、京都大学大学院経済学研 究科教授。2010年4月より現 職。専門は地域経済学、農業 経済学。日本地域経済学会理 事長。

ます。

岡田:「新しい公共」自体に、「古い公共」が 随分入っているといえます。実は、これは「新 しい公共」宣言自身が認めていることなので す。時代とともに住民なり国民の、いわゆる 行政ニーズは変わってくる、あるいは社会組 織の編成の仕方も変わってくるわけです。そ ういう意味では、昔は市民社会という形で地 域自治組織のようないろんな行政組織が都市 にあり、農村部にも共同体的なさまざまな社 会組織があったわけです。それが片一方では 解体していく、衰退していく。もう一方では、 それをカバーするような新しい組織形態とし てNPO法人とか、公益財団法人とか、そうい う形で衣替えをしていくわけです。後半のご 質問ですが、そういった過程の中で、どのよ うな主体であろうとも、地域の社会活動の持 続可能性や住民が暮らし続けられるような町 をどうやってつくっていくのかというところ が、一番肝心だと思うのですが、最終的なミッ ションとしては、同じ目的に向かうのではな いかと思います。

ちなみに、私は「働く」という部分が強調されているので、「協働」ということばを使わないことにしています。使うのは、協同組合の「協同」でありますが、辞書には「違う性格、目的をもった団体が、一つの共通の目標に向かって、共に連携しながら進めていく」というような定義があります。それぞれの団体、地域自治会、個別の団体、組織には目的があります。その上で、「地域全体で、その次の世代へどのようにバトンタッチをするのか」ということで、自らが主権者である自治体の施策に関わらざるを得ないのです。自治体も

またそういう地域の住民との関係なしにはあり得ない存在です。そういった形で、広く問題をとらえ返すと何が見えてくるのかということで、栄村や阿智村や上越市などの事例が出てきます。

ここでは、実は、自治体が見えていないよ うでも大きな役割を果たしています。自治体 の行財政のあり方、あるいは議員や職員の働 き方、あるいは政策形成の仕方、そこに共通 しているのは、住民自治と団体自治が結合し た形での取り組みが行われていることなので す。そこの手掛かりが、広域合併自治体や政 令市にはありません。したがって、住民の参 加ということを聞いても、人ごとのように聞 こえてしまう。しかし、栄村で言いますと、 住民はかなり日常的に村政と関わっています し、いろんな人と話しても、村が今何を考え ているのか、どういう施策をしているのかと いうことに関しては、かなり理解度、あるい は知悉度が高いのです。そのような主権者と しての住民の知的、あるいは関心的な水準の 高さを感じてしまうわけです。

そうなりますと、できるだけ小区分で都市 内分権を図っていくような行財政制度の整備 と連結しなければできないのです。地方自治 法の改正によって、法的には地域自治区がで きるようになりましたが、それに踏み切れて いないのが既存の政令市です。そこには、市 議会や市長や区役所の役割分担をどうするか という問題について、かなり長い歴史があり、 それを改変することは大変厳しいかもしれま せん。しかし、ここにメスを入れない限り、 政令市には日本の人口のおそらく4割近くが 集中しているのにもかかわらず、地方自治体 の施策決定、あるいは協同の取り組みに対し て住民参加が難しい状況がずっと続いてしま う。ここが大きな問題として残されているの ではないかということです。

谷畑:最初に、公務員の重要性というお話が 出ましたので、少し述べておきますが、湖南 市では人事院勧告以外ずっと給与カットをし ない方針で予算編成をしております。ただ、 定数は減らしておりますし、「市民から見られ ているぞ」という形で職員の皆さんにはプレッ シャーをかけさせていただいているところで す。片や、市民の皆さんには、「市にはお金が ありません」ということを正直に言わせてい ただいているので、いろんな形での市民の協 力が出てきているということでございます。 おそらくこの「新しい公共」の議論が出てき た根っこは、これまでのような"イケイケ ンドン"ではダメなのではないかという、そ ういう社会のあり方、仕組みを変えない けないという思いがあるのかなと思っており ます。

「新しい公共論」「行政の下心」というお話がありましたが、やはり行政の側から見ると財政が厳しき折の渡りに船ということもあるわけでございます。ところが、民間の側から見ますと、新しいビジネスチャンスや生きがい拡大などにつなげることもできるわけでして、実はこのギャップが今のままだと、双方同床異夢で動いていくことになりかねないとの思いがあります。

「新しい公共」については、政府の円卓会議の出だしは、明治初年の小学校を地域の篤志家が支えたという地域貢献活動、それから、学校の中には自治会とか消防団の詰め所まであったという、そういう自主性や自由さというところから出発をしているわけです。そうであれば、「新しい公共」については、行政が画一的、そして専管的に取り組んできた公共というものについて、地域や市民が自主的に責任を持って取り組むということを言わなければならない。だから、そういった意味で政府の宣言というものが出たのだろうと思います。

しかし、行政側の責任や義務を解除しないままに、また新しい接ぎ木のように「新しい公共」というものを推進しても、「新しい公共」を一生懸命進めたいと思っている側からの過度な期待に、今や疲弊しきった行政では永久

に応えられないと思います。ですから、行政が安心してその守備範囲から後退し、そしてそこへ「新しい公共」が自由に埋めていけるように制度設計をし直さないと、今あるがんじがらめの規制の中で個別・具体的な課題に、それぞれ対応していくこと、コツコツと規制解除していくことは、かなり限界があるのかなという思いがあります。

そこで、思い切って誤解を恐れずに言うと、 「新しい公共」が出てきたところと出てこな いところについては、格差が自ずとあるとい うことを国民の共通認識にしなければならな いだろうと思います。そうしないと、出遅れ たところの市民が先進的なところの自治体の やっていることをやっかんで、過度な公平性 を主張しますし、また出る杭は打たれて、結 果的にそれが揺り戻しで、その「新しい公共」 そのものを否定して、またそれが行政の側に 返ってきますと、これまでよりさらに重い責 任、義務というものが生じてくる畏れがあり ます。つまり、「新しい公共論」を進めるため には、市民の側としても、これまでの形を解 体することを真剣に行えるかということが鍵 となるのではないかなと思います。

それに対して自治体の役割ということですけれども、私の立場から言いますと、「責任を持って撤退戦を戦えるか」ということであります。広い視野からきちんと全体を見渡しながら、全戦線にわたって崩れないように少しずつ下げていく必要があるわけです。さら殿部でいてもそれを下げようとすると一般部分に犠牲が出てしまうことがありますので、その犠牲をどこまで少なくして、社会的に許容することができるのか。市民の皆さんにそういったことを、「市にはお金がありません、助けてください」という形で、勇気を持ってお話ができるかということだと思います。

これからは団体自治だけではなく、住民自 治も非常に重要なことになってくるわけであ りますし、それを担っていく自治体の職員は、 今、非常に重要なところに差しかかっている なと思っております。

河内:一つは、これからの課題として、やはり行政とNPOなどが、少なくとも上下関係ではなくて対等な立場に立って、いかに話が詰められるかどうかだと思います。少なくともともお互いが責任を持って、腹を割って、とことん話し合いをして、そういう中で一つの結果としての、例えば委託費が決められると。しかもそれは単年度だけの問題ではなく、指定管理が5年となれば5年間は思い切って任せるが、役所としての意見は述べられるような、継続的な相談の場所、協議の場所、そういったものがどうしても必要であると思います。

なお、職員の状況を言いますと、50人近くおりますが、正規の職員は役員を入れて7人しかおりません。一番安い時間給は750円です。しかし、市の予算や、今の営業状況から見たら、それを一気に800円に上げることはとてもできませんし、それがずっと続くとすれば、若い後継者をいかに育成していくのかという問題とも絡めて考えていく必要があると思います。生涯の仕事としてNPOの仕事をやるというのであれば、それなりの保障も一方で考えないと、やはり潰れてしまうことになるので、その辺についても、これからの課題として考えていかねばならないと思います。

また、私たちの地域は農村地域ですからどんどん人口が減っていくような状況の中、若者が仕事にあぶれているという話を聞くわけです。農村地域では一定の時期は仕事があるけれども、冬は全然仕事がなく、安定的な収入を得られない。それを保障するための地域づくりやインフラ整備がない。そういった問題の整理なども含めた総合的な考え方の整理





市橋 保彦(いちはしやすひご) 1981年自治省入省後、大分 県総務部長、総務省自治税務 局都道府県税課長、鹿児島県 副知事、総務省自治行政局自 治政策課長、同地域政策課長。 総務省消防庁審議官を経て、 2010年7月より現職。

が必要だと思います。

岩根: 財団と自治体の関係性でいうと、それほど関係性があるわけではありません。むしろ自治体の関心の持ちようというのは、「新しい公共」を通じて自治体行政を何とか縮小しようとか、予算や人員を何とかしようということでの関心の持ち方が強いと思います。

ただ、私たちもそうですけれども、地域で活動している公益法人というのは、公共のサービスの受け皿になろうと思って活動しているわけじゃなくて、地域でどれだけ公益的な事業を展開できるかということを日々苦労しながら考えているわけです。そのような点では、もう少し視野を広く持っていただいて、まちづくりや地域づくりの一員という位置付けをしていただいて、その位置付けにふさわしい形での連携やつき合い方が必要ではないかなと思います。

もう一つは、自治体の関心の持ちようでい くと、もちろんその公共サービスを「新しい 公共」に任せていくことはこれからあると思 います。現実に進んでいるわけですが、任せ てしまうとその後は全く知らないという関心 の持ちようではないのかなと思います。やは り、公共サービスを担う「新しい公共」のそ の後について、自治体というのは考えていく 必要があるのではないかと思います。適切な サービスが提供されるような条件整備とか、 あるいはその後の活動の評価ですとか、ある いは、最終的にどうあろうと自治体は責任を 持っているんだよという、そういう理念や具 体的な仕事のあり方のような部分が、実は地 域の安定的な「新しい公共」の活動にとって は非常に安心感をいただけることであり、地 域住民にとっても安心感が持てるものだと思います。とりあえず、私どもの公益法人の現場に来ていただき、どんな活動をしているのかを知っていただいて、人間的な信頼関係も含めてまず構築することが大事だろうというように思います。

公益法人制度だけ少し述べると、公益法人 というのは、要するに全国一律の基準でくくっ ていけるのかというように思い始めておりま す。やはり、今後は地域での活動をきちんと 認定をしていって、これは公益性があると認 定をしていただいた上で、それなりの優遇措 置だとか、その活動を支援する措置みたいな 仕組みをつくっていくことが必要ではないか と思いますし、その点での自治体、特に市町 村の役割の発揮のしどころではないかなと感 じています。

市橋:NPOと自治体の関係について、調査の 続きをご紹介いたします。

まず、「あなたの地域の自治体は、あなたの団体の活動の成功に寄与していると思いますか」という質問については、5割弱の団体から寄与しているとの結果が出ています。自治体に頑張ってもらっているという評価が、このような形で示されております。次に、「あなたの団体の目的や役割をちゃんと自治体が理解していますか」という質問では、6割が理解しているとの結果が出ています。このように、一般的なNPOに対する理解につきましては、法律ができて10年以上経っていることもあり、かなり自治体の間に浸透しつつあるのかなという気がいたします。

ただし、自治体への満足度ということで、「補助金や契約、サポートに関する対応に満足していますか」というものも聞きましたが、いずれも満足が不満足を下回っているということがございます。一般的な理解は進んでいるけれども、やはり、それぞれ契約についても、補助金についても、さらにはサポートについても、まだ不満と考えている団体が上回っているという状況にあることがうかがえたとい

うことでございます。

調査結果は以上ですが、「行政の下心」の部分について、私なりにお話を少しさせていただきたいと思います。

「新しい公共」というのは、「自治体からの切り離しのツールみたいな形でその概念が使われている」というご意見がいろいろ出ました。私は「新しい公共空間」に関する報告書(2005年)が出たときに、総務省の別の部署におりましたが、読んだときの感じとしては、「住民の多様化していく行政ニーズに、すべて行政が応えていくことは、もう今やできないだろう。そういう多様化した行政ニーズの部分に応えていく手段として、やはり『新しい公共』の担い手の方々との協働というか、連携によって応えていけるのではないか」という文脈で読みました。

JIAMの研修で地域医療の研修を行った時、ある自治体の方が、「リーダー的な人を見つければいいんだけど、どうやって見つけたらいいのか」という質問をNPOの方にされたことがありましたが、その方は、「とにかく現場に出てきて私たちの話を聞いてください。行政との立場の違いは当然あることを前提にして、正直に自分の言葉で、できないものはできない、できるものはできる、ということを話してほしい。それによって信頼関係を築くことができるのではないでしょうか」という話をされました。そのような行政と「新しい公共」の担い手との信頼関係の構築ということも重要だと考えております。

真渕:ありがとうございます。まとめにかえて3点だけ私の感想を話します。

まず、1点目、ビューロシェーピング (Bureau-Shaping) という英語があります。 行政は、作業部分・業務部分はコアから離し て民間やNPOに任せる。しかし、管理・コントロールの部分は離さないことをビューロシェーピングというそうです。

この話に乗っかりますと、片や「手を離したい。でも離せない」、片や「手を離している

じゃないか」という話もおおむね整理がつく わけでありまして、業務部分では任せてしま うのです。しかし、「施設の使用料金について はかっちり決めますよ」ということでコント ロールは離さない。私は、そのように整理し ておりました。

2番目は、人間も、個人も、組織も、利益で動くと考えております。理念ではそう動くものではない。行政は、要するに身軽になりたいと。財政的に苦しいから任せたいというわけです。先の言葉では「下心」、利益ですね。民間は企業ですからビジネスチャンスを追い求めるという利益があるわけです。

さて問題は、一般の市民はどんな利益があるのかということです。先ほど、経済成長の時期に企業戦士として働いた人が地域に帰ってくるという話がございました。問題は、彼らが地域戦士になれるかどうかなんです。一つは地域戦士としてのノウハウを持っているのかというのがありますね。企業戦士とは違うかもしれない。そういうノウハウはあると。でも、ノウハウというのは訓練次第だと。もう一つは地域戦士になるインセンティブがあるかどうかです。

最後、これは私の学者としての理論的な関心ですが、「新しい公共」と言うときに、私はずっとつかまえにくいところがありまして、市民主体なんですね。ところが「新しい公共」の中で、「新しい行政」という概念や言葉を使うときに「市民を顧客として見よ」、「顧客満足度を重視しろ」というわけです。だから、「新しい公共」というときの市民像と、「新しい行政」というときの市民像が分裂しているのです。今日初めて気が付きました。これについてちょっと考えていきたいなと思いました。

これで「『新しい公共』と自治体の役割」の セミナーを終わらせていただきます。パネリ ストの皆様方に拍手をお願いいたします。ど うもありがとうございました。

(文責・JIAM)